平成２６年（フ）第１０９７８号
東京都荒川区荒川２丁目33番２号
破産者　有限会社ヤマコウ塗装工業
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９７９号
東京都荒川区荒川２丁目43－４
破産者　山下　孝志
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９８４号
東京都港区東麻布１丁目６番８号
破産者　三藏産業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９８５号
東京都港区東麻布２丁目18－６－302
破産者　古賀　譲次
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０１４号
東京都中央区日本橋小伝馬町１番３号
破産者　ＩＴブルドーザー株式会社
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０４２号
千葉県八千代市村上1113－１　１街区33棟820号
破産者　冨川　重順
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０９７号
東京都東村山市恩多町２丁目１番地２
破産者　株式会社ワイテイ．クリエイト
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０９８号
東京都東村山市恩多町２丁目１－２　恩多町２丁目アパート１－404
破産者　深澤　征夫
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１００号
東京都中央区新川２丁目17－８－1003、開始決定時の住所東京都中央区新川２丁目19－11－903
破産者　柴田　　駿
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１１１号
東京都練馬区下石神井６丁目１－26－201
破産者　山井　義信
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２９９号
東京都練馬区高松２丁目15－24－207
破産者　田中　康知
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７４号
千葉県流山市東初石３丁目110番地の14　クレスト初石201、開始決定時の住所千葉県流山市東初石３丁目103番地の154
破産者　北澤　宏明
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３２号
千葉県流山市東初石４丁目245番地の14　浅水ビル203
破産者　小岩屋知恵
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６０号
神奈川県厚木市愛名416番地４
破産者　齊藤電設株式会社
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２９９号
大阪市生野区桃谷４丁目９番９号
破産者　株式会社マルタ
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３００号
大阪市生野区桃谷４丁目９番９号
破産者　有限会社壱番館
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７号
岡山県津山市久米川南1257番地の２
破産者　新誠建設工業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２０８号
埼玉県熊谷市樋春1965番地３
破産者　株式会社伸和工務店
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６２５２号
岩手県一関市萩荘字黒木２番地８
破産者　大地商販有限会社
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１８号
東京都八王子市南浅川町3990番地
破産者　篠原美知子
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７１３号
東京都調布市布田４丁目18番地１ライオンズマンション調布駅南403、商業登記簿上の本店所在地東京都府中市押立町３丁目32番６号
破産者　ネス・プラン株式会社
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部